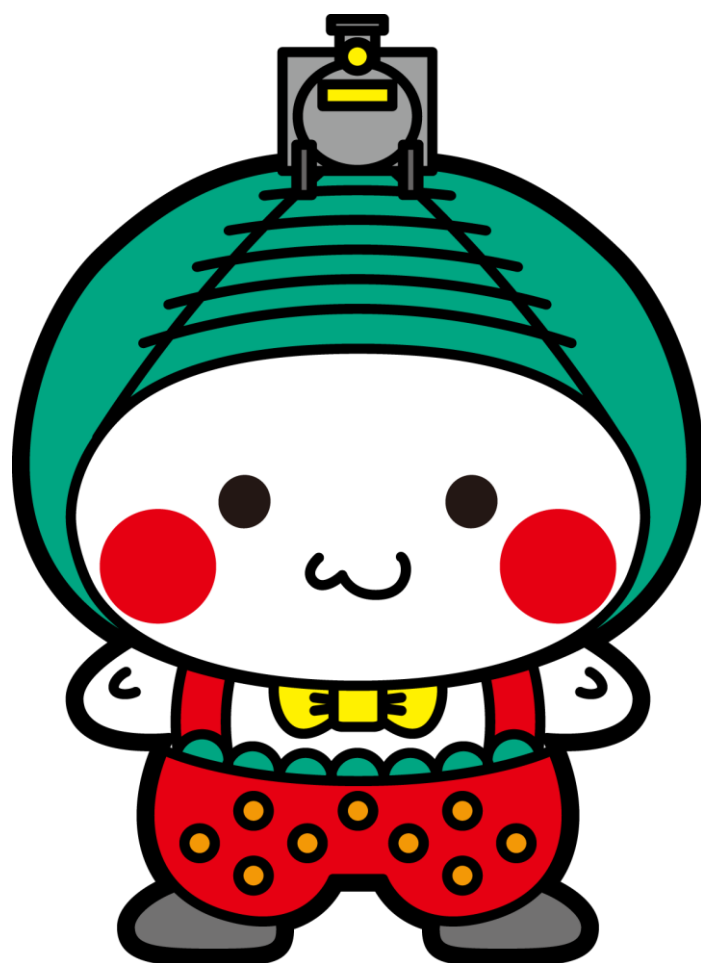


真岡市 事業所向け支援制度 ガイドブック

令和3年度



真岡市商工観光課

目次

補助金

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

- 真岡市企業立地促進事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 真岡市企業立地緑化促進事業補助金・・・・・・・・・・・・ 4
- 真岡市企業立地雇用促進補助金・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 真岡市企業立地促進水道料金補助金・・・・・・・・・・・・ 6
- 真岡市企業定着促進事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金・・・・・・・・ 8
- 栃木県企業立地、集積促進補助金・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 栃木県産業定着集積促進支援補助金・・・・・・・・・・・・ 10
- 企業立地・集積促進補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(サプライチェーン対策のための企業の県内投資支援)
- 栃木県本社機能等立地支援補助金・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 栃木県オフィス移転推進補助金・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 産業立地促進資金(県融資制度)
 - ・新規立地促進融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ・グロースアップ融資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

- 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金(創業者向け) ・・・・ 16
- 真岡市事業承継者支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 真岡市小規模事業者支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

○特許等の出願をお考えのとき

- 真岡市産業財産権取得事業費補助金・・・・・・・・・・・・・・ 19

○新たな研究開発等をお考えのとき

- とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業
 - ・創業分野：創業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - ・特定振興分野及び成長産業分野：技術高度化助成事業・・・・ 21
 - ：販路開拓助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- サポートユアビジネス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ものづくり技術強化補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ものづくり技術強化補助金(新型コロナ対策製品開発支援枠)・・・・ 23

○雇用改善をするとき

- 65歳超雇用推進助成金：65歳超継続雇用促進コース・・・・・・・・・・ 24
- ：高年齢者評価制度等雇用管理改善コース・・・・ 25
- ：高年齢者無限雇用転換コース・・・・・・・・・・ 25

融 資

○真岡市の中小企業向け融資制度について知りたいとき

- 真岡市商工振興資金
 - ・ 運転資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - ・ 設備資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - ・ 緊急経営対策資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - ・ 季節資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - ・ 創業資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - ・ 特別小口資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - ・ 商工業育成資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - ・ 関連防止資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

○創業資金、事業資金を必要とするとき

- 栃木県創業支援資金
 - ・ 別表1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - ・ 別表2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - ・ 別表3（女性・若者・シニア支援枠）・・・・・・ 33
- 栃木県一般資金（運転）・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 日本政策金融公庫融資制度
 - ・ 一般貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
 - ・ マル経融資（小規模事業者経営改善資金）・・・・ 35

勤 労 者 向 け の 支 援 事 業

○中小企業勤労者向けの福利厚生支援

- 中小企業勤労者元気アップ支援事業・・・・・・・・・・ 36

関係機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業立地促進事業費補助金

真岡市は、企業の誘致を促進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、企業立地促進事業(※)を行う者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

(※)企業立地促進事業・・・企業が真岡第5工業団地、大和田産業団地に事業所を新增設する事業

名 称	真岡市企業立地促進事業費補助金
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地
補助要件	<p>次に掲げる要件のすべてを満たす企業立地促進事業(※)を行う者</p> <p>①取得する用地の面積が1,000㎡以上であること</p> <p>②用地の取得から5年以内に事業所の操業を開始すること</p> <p>③固定資産税等を完納していること</p> <p>上記の規定にかかわらず、企業立地促進事業を行う者以外の者が用地を取得した場合において、企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者を合わせて上記の要件を満たすと認められるときは、両者を補助対象者とする</p> <p>※企業立地促進事業…企業が真岡第5工業団地、大和田産業団地に事業所を新增設する事業</p>
助成内容	<p>企業立地促進事業に要した経費のうち、用地等投下固定資産総額の固定資産税等相当額</p> <p>(企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者が別の場合は、企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者を合わせて1億円を限度とする)</p>
限 度 額	1企業につき1億円(3年間の合計)
受付期間	通年
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進事業費補助金交付申請書 ・事業者概要調書
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業立地緑化促進事業補助金

真岡市は、企業の立地及び工業団地内の緑化を促進するため、緑化事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地緑化促進事業補助金
対象地域	・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地
補助要件	次に掲げる要件のすべてを満たす緑化事業を行う者 ①取得する用地の面積が1,000㎡以上であること ②用地の取得から5年以内に事業所の操業を開始すること ③当該事業所の操業を開始した日から2年以内に緑化事業（※1）をすること ④固定資産税等を完納していること （※1）緑化事業・・・当該敷地内に緑地（※2）を整備する事業 （※2）緑地・・・①10㎡を超える区画された土地で、10㎡当たり高木（成木時に高さが4m以上になる樹木）が1本以上、または20㎡当たり高木を1本以上及び低木（高木以上の樹木）が20本以上あること ②低木または芝その他の地被植物（除草剤等の手入れがされているもの）で地表が被われている土地
助成内容	当該敷地内における緑化事業に要した費用の1/3の額 （1㎡あたり1,500円を基準単価の上限）
限 度 額	1企業1回限りで500万円（1,000円未満の端数は切り捨て）
受付期間	通年
事前報告	原則として、緑地の設置に係る工事着手予定日の属する年度の前年度9月末日までに緑化事業計画の概要を市長に報告
申請書類	・企業立地緑化促進事業補助金交付申請書 ・緑化事業完了書
緑地の管理義務	補助金の交付を受けた者は、緑地について適切な管理を行わなければならない
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業立地雇用促進補助金

真岡市は、企業の立地を促進すること並びに雇用の創出及び拡大を図ることを目的に、市民を新規雇用する者に対して、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地雇用促進補助金
対象地域	・真岡第1工業団地 ・真岡第2工業団地 ・真岡第3工業団地 ・真岡第4工業団地 ・真岡第5工業団地 ・真岡商工タウン ・大和田産業団地
補助要件	次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する者 ①真岡市企業立地促進事業補助金の交付対象者となる要件を満たすこと ②真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金の交付対象者となる要件を満たすこと 上記の規定にかかわらず、事業所を設置する者以外の者が用地を取得した場合においては事業所を設置する者と用地を取得した者とを合わせて上記の要件を満たすと認められるときは、事業所を設置する者を補助対象者とする
助成内容	新規雇用者(※) 1人当たり 25万円 ※新規雇用者は、新設、増設及び移転に伴い、当該事業所において新たに雇用する者で次のいずれにも該当する者 (1)当該事業所の事業開始の日において本市に住民登録をしている者又は事業開始日から2年以内に本市に転入し、住民登録をしている者 (2)当該事業開始日の1年前の日から事業開始日から2年を経過した日までの期間に新たに雇用した者で、1年以上継続して雇用する雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4号第1項の被保険者
限 度 額	土地の取得1件に対し、1企業1回限り 1,250万円まで
受付期間	通年
事前報告	原則として、当該事業所の事業開始日が属する年度又は翌年度の9月末日までに雇用計画の概要を市長に報告
申請書類	・真岡市企業立地雇用促進補助金交付申請書(別記様式第2号) ・新規雇用者一覧表(別記様式第3号)
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業立地促進水道料金補助金

真岡市は、企業の立地を促進するため、当該工業団地に立地し、その事業所で真岡市水道事業からの給水を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業立地促進水道料金事業補助金
対象地域	・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地
補助要件	補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする ①取得する用地の面積が、1,000㎡以上であること ②用地の取得から5年以内に操業を開始すること ③水道料金、固定資産税等を完納していること
助成内容	水道の使用を開始した年度の翌年度から3年分の水道料金(※)のうち、年度分ごとに、水道料金の30%を交付(1,000円未満の端数は切り捨て) ※水道料金・・・・・・真岡市水道事業給水条例第21条に規定されている料金
限 度 額	1年間100万円 3年間合計300万円
期 間	通年
事前報告	原則として、当該事務所の操業を開始する日の属する年度の前年度の9月末日までに事業計画の概要を市長に報告
申請書類	・真岡市企業立地促進水道料金補助金交付申請書(別記様式第2号) ・水道料金一覧表(別記様式第3号) ・当該料金を納入後、6か月以内に申請
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市企業定着促進事業費補助金

真岡市は、市内に立地する企業の工場等(事業に直接必要なもの)の新增設・建替え、基幹的設備の増設・更新を支援するために、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市企業定着促進事業費補助金
対象地域	・真岡第1工業団地 ・真岡第2工業団地 ・真岡第3工業団地 ・真岡第4工業団地 ・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地 ・真岡商工タウン
補助要件	<p>補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす企業定着促進事業(※)を行う者</p> <p>①操業実績が5年以上ある者。ただし、真岡第5工業団地、大和田産業団地においては、企業立地促進事業費補助金の交付が終了していること</p> <p>②投下固定資産総額(建物、償却資産の取得額)が1億円以上である者 ただし、事業に直接必要な施設の増築・改築(償却資産含む)及び基幹的設備、及び太陽光発電システム等の設備の増設・更新が対象</p> <p>③上記投下固定資産に係る事業計画について事前協議を行い市長の承認を得ること(補助金交付の前年度9月までに)</p> <p>④雇用削減を伴う事業ではないこと</p> <p>⑤固定資産税等を完納していること</p> <p>(※)企業定着促進事業・・・操業の継続を目的に事業所及び基幹的設備の新增設、建替又は更新を行う事業</p>
助成内容	投下固定資産総額に係る固定資産税等相当額のうち100万円を超える額
限度額	1年間500万円 3年間合計1,500万円
受付期間	2022年3月31日まで
事前報告	原則として、企業定着促進事業を行う年度の前年度の9月末日までに、事業計画の概要について事前協議を行う
申請書類	・真岡市企業定着促進補助費補助金交付申請書(別記様式第1号) ・企業定着促進事業調書(別記様式第2号)
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金

真岡市は、工業団地内にある工場跡地(※1)への工場等の立地を支援するため、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

(※1)工場跡地・・・従前は、工場等の用に供されており、現在は操業されておらず、更地又は工場等が残存している工場地及び遊休化又は未利用の工業用地

名 称	真岡市工業用地有効利用促進事業費補助金
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ・真岡第1工業団地 ・真岡第2工業団地 ・真岡第3工業団地 ・真岡第4工業団地 ・真岡第5工業団地 ・大和田産業団地 ・真岡商工タウン
補助要件	<p>補助の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす工業用地有効利用促進事業(※2)を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)取得する用地の面積が1,000㎡以上であること (2)用地の取得から3年以内に操業を開始する者 (3)事業計画について事前協議を行い市長の承認を得ること (4)固定資産税等を完納していること (5)次の雇用者要件を満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産の総額が5億円以下の場合、5人以上の新規雇用 ・投下固定資産の総額が5億円超の場合、10人以上の新規雇用 <p>※2 工業用地有効利用促進事業・・・工業跡地を取得し、事業所を新設又は増設する事業</p>
助成内容	投下固定資産総額に係る固定資産税等相当額
限度額	1企業につき 1億円(3年間合計) 3年間以内
受付期間	2022年3月31日まで
事前報告	原則として、工業用地有効利用促進事業を行う年度の前年度の9月末日までに、事業計画の概要について事前協議を行う
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・真岡市工業用地有効利用促進事業補助金交付申請書(別紙様式第1号) ・工業用地有効利用促進事業調書(別紙様式第2号)
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

栃木県企業立地・集積促進補助金

栃木県への企業立地、研究開発機能や本社機能を有する工場等の土地の促進を目的とする栃木県の補助金です。

名 称	栃木県企業立地・集積促進補助金
補助要件	<p>1. 2021年4月1日から2026年3月31日までに対象となる土地を取得し、5年以内に工場等の建物を取得し、操業を開始すること</p> <p><対象となる土地></p> <p>①知事の定める産業団地 ・真岡第1～5工業団地 ・大和田産業団地</p> <p>②工業誘導地域で敷地面積9,000㎡以上</p> <p>③敷地面積10ha以上</p> <p>④上記①～③に該当しない工場跡地で敷地面積1,000㎡以上</p> <p>⑤上記①～④に該当しない県内の土地1,000㎡（製造業に限る）</p> <p>⑥上記①～④に該当しない県内の土地1ha以上 （道路貨物運送業、倉庫業、こん包業に限る）</p> <p>2. 2021年4月1日から2026年3月31日までに対象となる土地を取得し、5年以内に研究開発機能または本社機能を有する工場等の建物を取得し、操業を開始すること</p> <p>3. 現在、所有する工場等敷地内に2021年4月1日から2026年3月31日までに工事請負契約等により工事着手した本社・研究開発機能を持つ建物を取得し、操業を開始すること</p> <p>・上記いずれの場合、県内移転の場合は対象外（ただし、移転先が「上記①の産業団地」かつ「建物の延床面積が3,000㎡以上」の工場等を取得した場合のみ対象）</p> <p>・上記④⑤の場合は、当該事業の開始に伴い正社員を新たに1人以上、上記⑥の場合は、新たに5人以上（本県に住民登録している者）を雇用すること</p>
補助対象	土地・建物・生産設備
対象業種	製造業、道路貨物運送業等
助成内容	<p>・土 地：不動産取得税課税標準額の3%</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を受け生産体制の見直し・強化を図る企業（製造業に限る）及び食品関連企業は不動産取得税課税標準額の5%（生産体制の見直し、強化を図る企業は2023年度まで）</p> <p>・建 物：不動産取得税課税標準額の4%</p> <p>※土地の補助率が不動産取得税課税標準額の5%となる企業のうち、県内に本社を置く中小企業については、建物に対する補助率も5%</p> <p>・生産設備：土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額の合計のうち30億円を超えた額に係る生産設備相当分の5%</p> <p>【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産整備に係る投下固定資産額の5%（下限額なし）</p>
限度額	30億円（栃木県産業定着集積促進支援補助金を併用する場合はその合計額）
期 間	2025年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

<令和3年4月時点>

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

栃木県産業定着集積促進支援補助金

栃木県内で生産活動する既存企業の工場等の新增設、建替えを支援し、定着の促進を目的とする栃木県の補助金です。

名 称	栃木県産業定着集積促進支援補助金
対象地域	栃木県内全域
補助要件	2021年4月1日から2026年3月31日までに工事請負契約等により工事着手した工場等を取得等し、操業を開始すること <交付要件> 次の要件を全て備えていること ①県内操業実績5年以上 ②常用雇用者数100人(中小企業は20人)以上で、操業日以降も原則として当該人数が維持確保されていること ③工場等の建物の取得経費が5億円(中小企業者は2億円)以上あること ※ただし、工場等の建物の取得経費が小規模(2,000万円超)であっても生産設備に係る投下固定資産税額が30億円を超える場合(以下、「大規模生産設備投資」という)は補助対象とする ※土地の取得は要件としない
補助対象	建物・生産設備
対象業種	製造業、道路貨物運送業等
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建 物：不動産取得税課税標準額の4% ・ 生産設備：土地、建物、生産設備に係る投下固定資産額の合計額のうち30億円を超えた額に係る生産設備相当分の5% 【フードバレー特認】食品関連企業の場合、生産設備に係る投下固定資産額の5%(下限額なし) ・ 大規模生産：生産設備に係る投下固定資産額の合計額が30億円を超えた場合にその超えた額の5%
限 度 額	30億円(大規模生産設備投資の場合は1億円) ※栃木県企業立地・集積促進補助金を併用する場合はその合計額
期 間	2025年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL：028-623-3202

<令和3年4月時点>

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

企業立地・集積促進補助金（サプライチェーン対策のための国補助金の上乗せ助成）

国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」を活用した企業の県内投資を支援する補助金です。

名 称	企業立地・集積促進補助金（サプライチェーン対策のための企業の県内投資支援）
対象地域	栃木県内全域
補助対象事業	<p>国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」を活用した次の事業</p> <p>1. 生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業【要件 A】</p> <p>2. 一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業【要件 B】</p>
補助対象経費	建物取得費、設備費、システム購入費
補助対象施設	<p>【工場】 製造業又は情報通信業の用に供される施設</p> <p>【物流施設*1】 道路貨物運送業、外航海運送業、沿海海運業、航空運送業、倉庫業、港湾運送業、貨物運送取扱業、卸売業、製造業又は小売業の用に供する倉庫又は配送センター</p>
補 助 率	<p>【要件 A】 大企業：1/4、中小企業：1/6、中小企業グループ：1/8</p> <p>【要件 B】 大企業：1/6、中小企業：1/8</p>
限 度 額	2億円
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL：028-623-3202

<令和3年4月時点>

* 1 物流施設については、補助対象事業要件 B のみ対象

※本補助金を申請するためには、国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の交付決定から1か月以内に事前届出書の提出が必要です。

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

栃木県本社機能等立地支援補助金

栃木県外に本社がある企業を栃木県に本社機能等を促進することを目的にした補助金です。

名 称	栃木県本社機能等立地支援補助金
対象地域	栃木県内全域
補助要件	2021年4月1日から2024年3月31日までに建物を賃借し、県内に本社機能等を新たに設置すること 次の要件のいずれかに該当すること ①地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者 ②県外に本社のある企業(直近決算期の売上高100億円超の企業に限る)
助成内容	賃借料の2/3以内
限度額	500万円/年 3年間
期 間	2023年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

補助金

栃木県

栃木県オフィス移転推進補助金

栃木県外に本社がある企業が栃木県にオフィス移転を促進することを目的にした補助金です。

名 称	栃木県オフィス移転推進補助金
対象地域	栃木県内全域
補助要件	2021年4月1日から2024年3月31日までに県内にオフィスを設置するため、新たに建物の賃借を開始すること 〈補助対象〉 次の要件を全て備えていること ①県外に本社を置く会社法第2条第1項に規定する会社又は有限会社法第1条に規定する有限会社であること ②リモートワークを推進するために地方への移転や分散をする目的で設置するオフィスであること ③賃借する期間が原則として2年以上の契約であること
補助対象経費	オフィスの賃借料（賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他類する諸経費を除く）
補 助 率	賃借料の2/3以内
補助期間	3年間
限 度 額	300万円/年
期 間	2023年度
問い合わせ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

融 資

栃木県

産業立地促進資金

県内の工場用地等に工場等を設置する者に対して、工場等の設置のための資金融資を行うことにより、県内への多様な業種の立地を促進し、地域産業の振興・高度化することを目的とした融資です。

新規立地促進融資

融資の種類	新規立地促進融資	
		知事特認
融資対象	各種法令等に基づく県内工場適地等（知事特認の対象となる産業団地を除く）に工場等を新設するもの	地方公共団体、地方公共団体等が出資する法人又は国等により取得又は造成された県内の産業団地等（※）に工場を新設するもの
融資限度額	10億円	20億円
融資期間	12年以内（うち据置2年以内）	15年以内（うち据置3年以内）
融資利率（固定）	保証協会の保証を付す場合、 年1.9%以内（責任共有制度対象外） 年2.1%以内（責任共有制度対象） 保証協会の保証を付さない場合、 年2.4%以内	保証協会の保証を付す場合、 年1.4%以内（責任共有制度対象外） 年1.6%以内（責任共有制度対象） 保証協会の保証を付さない場合、 年1.7%以内
着工前の承認	不要	必要
取扱する金融機関	栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫	
資金の用途	① 土地の購入資金（土地取得後、3年以内に操業を開始するものに限り） ② 工場等の建築資金 ③ 機械等の購入資金（新規に限り）	
融資実行・返済方法等	融資実行及び返済方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる	
お問合せ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL：028-623-3202	

※真岡第1工業団地・真岡第2工業団地・真岡第3工業団地・真岡第4工業団地

・真岡第5工業団地・大和田産業団地

○企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき

融 資

栃木県

グローアップ融資

名 称	グローアップ融資
融資対象	とちぎ新事業創出事業環境整備構想に定める重点6分野等の成長分野における先進性のある大規模投資又は雇用創出等地域経済への波及効果の大きい大規模投資
融資限度額	5億円 ※下限5,000万円超
融資期間	12年以内(うち据置2年以内)
融資利率 (固定)	保証協会の保証を付す場合、 年1.7%以内(責任共有制度対象外) 年1.9%以内(責任共有制度対象) 保証協会の保証を付さない場合、 年2.1%以内
着工前の承認	必要
取扱する 金融機関	栃木県内に営業店を有する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
資金の用途	① 工場等の建築資金 ② 機械等の購入資金(更新は対象外)
融資実行・ 返済方法等	融資実行及び返済方法等その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる
お問合せ先	栃木県産業政策課企業立地班 TEL:028-623-3202

○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金（創業者向け）

真岡市は、市内で新たに創業する新しいマーケットの創出を支援し、地場産業の振興を図ることを目的に、新製品開発及び販路開拓に対し予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金	
事業期間	2018年4月～2023年3月（5年間）	
対 象 者	市内において操業又は事務所等の設置から3年以内の中小企業者で、新製品開発や販路開拓を行う者	
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法第2条に定める業種であること ・ 申請する事業に専念し、直接従事していること 	
対象経費	新商品開発	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大学及び研究機関等との共同開発に係る経費（負担金） (2) 原材料及び副資材の購入に係る経費（原材料費） (3) 設備及び機械装置の購入並びにリースに係る経費（工事請負費、備品購入費、使用料及び賃借料） (4) 工具器具の購入に係る経費（消耗品費及び備品購入費） (5) 外注加工及びデザイン開発に係る経費（委託料） (6) その他市長が特に必要と認める経費
	販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> (1) 見本市・展示会の会場に係る経費（委託料、使用料及び賃借料） (2) 出品物の輸送に係る経費（通信運搬費） (3) その他市長が特に必要と認める経費
補助金額	対象経費の1/2 限度額30万円 ※1事業者1回のみ	
申請期間	通年	
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金申請書（様式第1号） ・ 事業計画書（様式第2号） ・ 開業届の写し又は登記簿謄本及び定款の写し 	
交付決定後の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金実績報告書（様式第4号） ・ 補助対象経費の金額がわかる領収証等の写し（証拠書類を含む） ・ 真岡市新製品開発・販路開拓支援補助金交付請求書（様式第6号） 	
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL：0285-83-8134	

○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市事業承継者支援補助金

真岡市は、地場産業の振興を図ることを目的として、新たな販路開拓に取り組む事業計画に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市事業承継者支援補助金
事業期間	2020年4月～2025年3月(5年間)
対 象 者	市内に本店等を有し10年以上継続していた事業を引継ぎ3年以内の中小企業者で、新商品・新サービスの開発又は展示会等の出店を行う者
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法第2条に定める業種であること ・ 申請する事業に専念し、直接従事していること ・ 市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること ・ 交付決定を受けた際に氏名及び事業計画の公表を承諾できること
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 ※汎用性があり目的外使用になり得るものを除く
補助金額	対象経費の1/2 限度額30万円 ※1事業者1回のみ
申請期間	通年(真岡商工会議所又はにのみや商工会へ事前にご相談ください)
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真岡市事業承継者支援補助金交付申請書(様式第1号) ・ 補助対象事業計画書(様式第2号) ・ 支援計画書(商工団体作成)(様式第3号) ・ 開業届の写し又は登記簿謄本及び定款の写し等
交付決定後の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真岡市事業承継者支援補助金交付申請取下届出書(辞退する場合)(様式第5号) ・ 真岡市事業承継者支援補助金実績報告書(様式第6号) ・ 補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し(証拠書類を含む) ・ 真岡市事業承継者支援補助金交付請求書(様式第8号)
お問合せ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○新たな取組による販路拡大をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市小規模事業者支援補助金

真岡市は、地場産業の振興を図ることを目的に、小規模事業者が商工団体等の支援を受けながら、新たな販路開拓に取り組む事業計画に対して、予算の範囲内において補助金の交付を行っています。

名 称	真岡市小規模事業者支援補助金
事業期間	2020年4月～2025年3月(5年間)
対 象 者	市内で本店等を有し、創業又は事業承継から3年以上経過している小規模事業者で、新商品・新サービスの開発又は展示会等の出店を行う者
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法第2条に定める業種であること ・ 申請する事業に専念し、直接従事していること ・ 市内商工団体の支援を受け事業計画を策定していること ・ 交付決定を受けた際に氏名及び事業計画の公表を承諾できること ・ 所定の期間内に事業計画書等の申請書類を市へ提出し、採択されること
対象経費	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費 ※汎用性があり目的外使用になり得るものを除く
補助金額	対象経費の1/2 限度額20万円
申請期間	例年7～8月予定(真岡商工会議所又はにのみや商工会へ事前にご相談ください)
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付申請書(様式第1号) ・ 補助対象事業計画書(様式第2号) ・ 支援計画書(商工団体作成)(様式第3号) ・ 直近2年分の確定申告書の写し(第一・二表、収支内訳書、決算書等)
交付決定後の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付申請取下届出書(辞退する場合)(様式第5号) ・ 真岡市小規模事業者支援補助金実績報告書(様式第6号) ・ 補助対象経費の金額がわかる領収書等の写し(証拠書類を含む) ・ 真岡市小規模事業者支援補助金交付請求書(様式第7号)
お問合せ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係 TEL:0285-83-8134

○特許等の出願をお考えのとき

補助金

真岡市

真岡市産業財産権取得事業費補助金

中小企業の競争力向上、経営基盤の安定及び体質強化を目的として、産業財産権の出願に係る費用の一部補助を行っています。

名 称	真岡市産業財産権取得事業費補助金
対 象 者	中小企業法第2条に規定する中小企業者で、市内に主たる事業所を有し、市内で1年以上事業を営んでいること
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市税等に滞納がないこと ・同一の補助対象者に対して、1会計年度内において1回に限る ※ただし、既にこの補助金の交付決定を受けた産業財産権と同一の権利に係る出願は、申請年度にかかわらず、補助の対象とならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関からこの要綱に基づく補助と同種の補助を受けている者は、補助対象者とはならない
補助対象事業	補助の対象となる事業は、補助対象者が自ら開発した製品、技術、意匠等に係る産業財産権の出願で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・特許法に基づく特許出願 ・実用新案法に基づく実用新案登録出願 ・意匠法に基づく意匠登録出願 ・商標法に基づく商標登録出願
補助対象経費	出願料、審査請求料、弁理士手数料等
補助金額	対象経費の3/4以内 ※1事業所1会計年度1回を限度
限度額	特許出願 補助1件当たり30万円 実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願 補助1件当たり10万円
問い合わせ先	真岡市産業部商工観光課 商工業係：TEL：0285-83-8134

とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業

1.創業分野①創業支援

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(創業支援事業)
対 象 者	中小企業者、企業組合、NPO法人、LLPとして創業する者(以下「創業者」という)
対象事業	<p>創業者による県内での創業に要する事務所又は店舗の改装費、運営費、広告宣伝費への助成</p> <p>ただし、(1)のいずれかに該当し、かつ(2)を満たすこと</p> <p>(1)創業の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域密着型ビジネス(コミュニティビジネス)による創業 ② 商工団体等の公的支援機関の創業支援事業(創業塾、創業サポートアカデミー等)を修了した者による創業 ③ 商店街振興組合(これに準ずる任意団体を含む)が当該商店街の空き店舗対策のために誘致した者による創業 ④ 県内の公設 BI(ビジネス・インキュベーション)施設を退室後、1年以内の者による創業 ⑤ 栃木県が実施する「空き店舗を活用した創業支援事業」の支援を受けた者による創業
助成期間	1年以内
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額100万円
お問合せ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2601

○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

2.特定振興産業分野及び成長産業分野①技術高度化助成事業

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(技術高度化助成事業)
対 象 者	①特定産業振興協議会、フードバレーとちぎ推進協議会、とちぎヘルスケア産業フォーラム、とちぎロボットフォーラムのいずれかの会員である中小企業者 ②①からなるグループ
対 象	中小企業者等が行う、特定振興産業、食品関連産業、ヘルスケア関連産業、ロボット関連産業に係る、技術の高度化、新技術・新製品・新役務の開発事業に要する経費への助成
事業期間	1年以内 ※2年間の事業での申請を希望される場合は別途お問合せください
補助金額	対象経費の2/3以内 限度額300万円
お問合せ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2601

補助金

栃木県

2.特定振興産業分野及び成長産業分野②販路開拓助成事業

名 称	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業(販路開拓助成事業)
対 象 者	① 特定産業振興協議会、フードバレーとちぎ推進協議会、とちぎヘルスケア産業フォーラム、とちぎロボットフォーラムのいずれかの会員である中小企業者 ② ①からなるグループ
対象事業	中小企業者等が販路開拓のために行う、特定振興産業、食品関連産業、ヘルスケア関連産業、ロボット関連産業に係る展示会への出店及び品質マネジメントシステム認証取得に要する経費への助成
事業期間	1年以内
補助金額	対象経費2/3以内 限度額100万円
お問合せ先	公益財団法人栃木県産業振興センター TEL:028-670-2601

○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

サポートユアビジネス事業

名称	サポートユアビジネス事業
対象者	高度技術産学連携地域（宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町）に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象事業	とちぎ新事業創出事業環境整備構想に位置づけられた重点6分野 ・情報通信・環境・航空宇宙・医療福祉・バイオテクノロジー・住宅 とちぎ産業振興プログラム等において特に振興を図る分野として位置づけられた下記の分野における創造的な技術及び製品の研究開発、技術の高度化及び高付加価値化を図る研究開発、地域資源を活用した研究開発、ソフトウェアの研究開発、その他当センター理事長が特に必要と認めたもの ・自動車・航空宇宙・医療機器・環境・光・食品・ヘルスケア・ロボット
補助金額	対象経費の1/2以内 限度額150万円
申請期間	4月中旬から5月中旬（例年）
問い合わせ先	公益財団法人栃木県産業振興センター産業振興部 ものづくり産業振興センター TEL：028-670-2601

補助金

栃木県

ものづくり技術強化補助金

補助金名称	①とちぎ未来技術活用促進枠	②フロンティア企業・経営革新計画承認企業枠	③小規模企業枠
補助対象事業	中小企業者等が行う、とちぎ未来技術を活用した新製品等の研究開発又は技術の高度化に係る研究開発を行う事業	フロンティア企業が行う認証技術等に関する技術の高度化のための研究開発又は経営革新計画承認企業が行う経営革新計画で承認された研究開発を行う事業	小規模企業者が持続的な発展を図るため、経営資源を活用し自社製品の開発や自社技術の向上を目的に取り組む研究開発を行う事業
補助対象者	中小企業者（資本金の額又は出資の総額が5億円未満の企業で、県内に主たる事業所を有するもの）ただし、みなし大企業を除く	「フロンティア企業」として知事から承認を受けた企業並びに知事から「経営革新計画」の承認を受けた企業（経営革新計画承認企業枠は、製造業・ソフトウェア業に限る）	小規模企業者（従業員数20人以下の県内企業）ただし、みなし大企業を除く
具体的要件	とちぎ未来技術（AI・IoT、環境、新素材、光学）に関する技術を活用した製品・技術開発	1. 栃木フロンティア企業認証・支援実施要領に基づき、知事から認証を受け、認証期間内で完了すること 2. 中小企業等経営強化法第14条の規定に基づき、承認を受けた経営革新計画に従って研究を行い、承認された計画内で完了すること	「自社製品」とは、従来品や他社製品の対し、機能、性能等で優位性を有している製品・部品
補助金額	100万円以上1000万円以内		100万円以上300万円以内
補助率	1/2以内		
補助期間	1年以内（当該年度内）		
お問合せ先	栃木県 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室 TEL:028-623-3192		

○新たな研究開発等をお考えのとき

補助金

栃木県

ものづくり技術強化補助金（新型コロナ対策製品開発支援枠）

名 称	ものづくり技術強化補助金（新型コロナ対策製品開発支援枠）
補助対象事業	中小企業者等が行う新型コロナウイルス感染症対策に資する新製品等の研究開発、又は技術の高度化に係る研究開発
補助対象者	中小企業者等（資本金の額又は出資の総額が5億円未満の企業で、県内に主たる事業所を有するもの）ただし、みなし大企業を除く。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料及び副資材の購入に要する経費 ・ 機械装置又は工具器具費の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費（分析等機械装置は50万円未満） ・ 外注加工に要する経費（補助対象経費総額の50%以内） ・ 技術指導の受け入れに要する経費（補助対象経費総額の10%以内） ・ 補助事業者が共同研究開発の相手方に支払う経費（補助対象経費総額の15%以内） ・ 研究開発に直接従事する者の直接作業時間に要する経費（補助金額400万円以内：ソフトウェア開発に限る） ・ 知的財産権に係る経費に係る出願等に要する経費 ・ その他、知事が特に必要と認める経費（測定、分析、解析、試験、プログラム作成等の委託に要する費用等） <p>※上記経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象外</p>
補助金額	100万円以上 1,000円以内
補助率	2/3以内
補助期間	当該年度内
問い合わせ先	栃木県産業労働観光部工業振興課ものづくり企業支援室 TEL：028-623-3192

※昨年度募集期間は

2020年6月29日（月） ～同年7月10日（金）一次締切

～同年7月31日（金）二次締切 となっております。

今年度の募集については、栃木県産業労働観光部工業振興課ものづくり企業支援室ホームページにてご確認ください。

○雇用改善をするとき

助成金

厚生労働省

65歳超雇用推進助成金

①65歳超継続雇用促進コース

名 称	65歳雇用推進助成金①65歳超継続雇用促進コース									
概 要	A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定めの廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコース									
支 給 額	「対象被保険者数」及び「定年等を引上げる年数」に応じて、以下の額を支給 1事業主あたり（企業単位）1回限りとする（単位：万円）									
	引き上げ る年数 対象被保 険者数	A				B	C			
		65歳への定年 引上げ		66歳以上への 定年引上げ		定年の 定めの 廃止	66～69歳の継続雇 用への引上げ		70歳以上の継続雇用 への引上げ	
		5歳 未満	5歳	5歳 未満	5歳 以上		4歳未 満	4歳	5歳未 満	5歳以上
	1～2人	10	15	15	20	20	5	10	10	15
	3～9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
	10人以上	30	150	35	160	160	20	80	25	100
問い合わせ先	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226									

○雇用改善をするとき

助成金

厚生労働省

② 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

名 称	65歳雇用推進助成金②高年齢者評価制度等雇用管理改善コース		
助成内容	<p>高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部費用の助成を行うコース（実施期間：1年以内）</p> <p>対象となる措置は以下の制度の導入または改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度 ○高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度など ○高齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度 ○高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度 ○専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度 ○法定外の健康管理制度の導入 		
支給対象経費	<p>①雇用管理制度の導入又は見直しに必要な専門家などに対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費</p> <p>②①の経費のほか、上記「助成内容」のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェアなどの導入に要した経費</p>		
支給額	<p>上記の支給対象経費①および②を合わせた額^{※2}に次の表の助成率を乗じた額</p> <p>支給対象経費が50万円を超える場合は、50万円を上限とする</p> <p>※2 支給対象経費は、初回に限り50万円とみなす</p> <p>2回目以降の申請は、①と②を合わせて50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とする</p>		
		中小企業事業主の助成率	中小企業事業主以外の助成率
	生産性要件を満たした場合	75%	60%
	生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%
問い合わせ先	<p>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構</p> <p>栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226</p>		

助成金

厚生労働省

③ 高年齢者無期雇用転換コース

名 称	65歳雇用推進助成金③高年齢者無期雇用転換コース		
概 要	50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコース		
支給額	<p>対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）</p> <p>生産要件を満たさず場合には対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）</p> <p>※1 支給年度（4月～3月）1事業所あたり10人まで</p>		
問い合わせ先	<p>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構</p> <p>栃木支部 高齢・障害者業務課 TEL:028-650-6226</p>		

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

真岡市

真岡市商工振興資金

この資金は、市内中小企業者等の皆さんが事業に必要な資金を円滑に調達していただくため、真岡市と金融機関が協調して行う融資制度です。

① 運転資金

名 称	真岡市融資制度：運転資金		
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・商品仕入、買掛金支払、手形の決算等 ・真岡市商工振興資金（運転・設備）の既存借入金の借換え 		
限 度 額	1,000 万円		
利 率	返済期間 3年以内の利率	返済期間 5年以内の利率	返済期間 7年以内の利率
	1.3 パーセント	1.5 パーセント	1.7 パーセント
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者 		
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む） ・個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・保証料補助申請書 		

② 設備資金

名 称	真岡市融資制度：設備資金			
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・機械器具等の購入、設備の改善、従業員の福利に関する設備 			
限 度 額	2,000 万円			
利 率	返済期間 3年以内の利率	返済期間 5年以内の利率	返済期間 7年以内の利率	返済期間 10年以内の利率
	1.3 パーセント	1.5 パーセント	1.7 パーセント	1.9 パーセント
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者 			
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む） ・個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・見積書及びカタログ ・保証料補助申請書 			

○創業資金、事業資金を必要とするとき

真岡市

融 資

③緊急経営対策資金

名 称	真岡市融資制度：緊急経営対策資金	
使いみち	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営安定に必要な運転資金 2. 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の既往借入金の借換え 3. 自然災害等により必要となった運転資金又は設備資金（設備資金については必要な資格 5 の場合のみ） 	
限 度 額	運転資金：1,000 万円	設備資金：2,000 万円
利 率	返済期間 5年以内の利率	返済期間 10年以内の利率
	0.8 パーセント（責任共有制度対象外） 1.0 パーセント（責任共有制度対象）	1.0 パーセント（責任共有制度対象外） 1.2 パーセント（責任共有制度対象）
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない方で、景気低迷による売上不振等*や自然災害等の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者 ※市が認める特定の要因による景気低迷（令和3年度は新型コロナウイルス感染症が対象） 1. 最近1か月の売上高等が前年同月又は前々年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が3%以上減少する見込みであるもの 2. セーフティネット保証4号認定者 3. セーフティネット保証5号認定者 4. 危機関連保証認定者 5. 自然災害等の影響を受け、申込みの1年以内に本市の罹災証明等を交付されたもの 	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可 ・法人 → 決算書最近2期分（附属明細書を含む） ・個人 → 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・保証料補助申請書 ・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証、営業状況確認書のいずれか 	

○創業資金、事業資金を必要とするとき

真岡市

融 資

④ 季節資金



名 称	真岡市融資制度：季節資金	
使いみち	・夏季（6月～8月）と年末（11月～12月）の事業経営に必要な運転資金	
限 度 額	各々500万円	
利 率	6月～8月申込み 翌年3月末日までの利率	11月～12月申込み 翌日9月末日までの利率
	1.2パーセント	1.2パーセント
必要な資格	・市内で1年以上同一事業を営み、市税に未納のない中小企業者	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可 ・法人 決算書最近2期分（附属明細書を含む） ・個人 確定申告書最近2期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・保証料補助申請書 	

⑤ 創業資金



名 称	真岡市融資制度：創業資金	
使いみち	・融資振興会が創業に必要と認めた運転、設備資金及び創業後1年未満の運転、設備資金	
限 度 額	500万円	
利 率	返済期間5年以内の利率	
	1.5パーセント	
必要な書類	・市内に事業所を開設する小規模企業者で、市内に2年以上居住し、市税に未納のない方又は出身者（二親等以内の親族が市内に2年以上居住する方）	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・新規事業計画書 ・見積書 及び カタログ ・保証料補助申請書 	

○創業資金、事業資金を必要とするとき

⑥特別小口資金



名 称	真岡市融資制度：特別小口資金
使いみち	・融資振興会等が基盤の強化を必要と認めた小規模企業者の運転、設備資金
限 度 額	300 万円（設備資金は所要額の 80 パーセント以内）
利 率	返済期間 5 年以内の利率
	1.5 パーセント
必要な資格	・市内で 1 年以上同一事業を営み、市税に未納のない小規模企業者
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・法人  決算書最近 2 期分（附属明細書を含む） ・個人  確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・見積書 及び カタログ

⑦商工業育成資金

名 称	真岡市融資制度：商工業育成資金
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・商品仕入、買掛金支払、手形の決算等 ・店舗の新築、改築、機械器具等の購入、設備の改善
限 度 額	500 万円
利 率	返済期間 5 年以内の利率
	1.2 パーセント
必要な資格	<ul style="list-style-type: none"> ・融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・法人  決算書最近 2 期分（附属明細書を含む） ・個人  確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書） ・市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・見積書 及び カタログ

○創業資金、事業資金を必要とするとき

⑧関連防止資金

名 称	真岡市融資制度：関連防止資金
使いみち	・取引先企業倒産に関連し、債券回収が困難な場合
限 度 額	500 万円（債権回収が困難な額について）
利 率	返済期間 5 年以内の利率
	1.2 パーセント
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資申込書（融資斡旋依頼書・融資依頼書） ・ 調査書※信用保証協会統一申込書の写で代用可（信用保証委託申込書・申込企業概要・信用保証依頼書） ・ 法人  決算書最近 2 期分（附属明細書を含む） ・ 個人  確定申告書最近 2 期分（申告決算書及び確定申告書） ・ 市税の完納証明書（納税課発行のものに限る） ・ 保証料補助申請書

中小企業信用保険法で定める小規模企業者・中小企業者の範囲

※バー、カフェ、キャバレー、金融業、遊技場を除く

<小規模企業者>

区分	従業員数
商業・サービス	5 人以上
その他の業種	20 人以上

<中小企業者>

区分	資本金	従業員
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

保証料の補助制度

運転資金・設備資金・緊急経営対策資金・関連倒産防止資金・創業資金・季節資金の利用者については、融資実行時に栃木県信用保証協会を經由して、保証料を全額補助する制度を設けています。

お問合せ先 真岡市産業部商工観光課商工業係 TEL:0285-83-8134

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

栃木県創業支援資金

①別表 1

名 称	栃木県創業支援資金：別表 1
対 象 者	<p>県内で新たに中小企業者として創業しようとする者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許法、実用新案法、意匠法に基づく権利を有する者で、それらの権利を生かして創業しようとするもの 2. 同一企業に3年以上又は同一業種の企業に通算5年以上勤務している従業員で、その技術・経験を生かして創業しようとするもの 3. 法律に基づく資格を所有する者で、その資格を活かして創業しようとするもの 4. 商工会議所、商工会等の創業塾を修了した者で、その知識を活かして創業しようとするもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営・財務など創業に役立つ知識の習得からビジネスプランの作成に至る一連の講座 (2) 原則20時間以上の講座 <p>ただし、当該時間未満のものについては、知事が認めるもの</p> 5. 国、県又は市町の創業に係る補助金・助成金を受けて創業しようとするもの
資金使途	運転資金及び設備資金（ただし、土地取得費は除く）
融資限度額	<p>運転資金 2,000 万円</p> <p>設備資金 3,000 万円</p> <p>（別表 2、3 の融資との併用はできません）</p>
融資期間	<p>運転資金 7 年以内（うち据置 1 年以内）</p> <p>設備資金 7 年以内（うち据置 1 年以内）</p> <p>ただし、建物については、10 年以内（うち据置 2 年以内）</p>
融資利率	<p>年 1.9%以内（責任共有制度対象）</p> <p>年 1.7%以内（責任共有制度対象外）</p> <p>UIJ ターン創業者の場合は、</p> <p>年 1.8%以内（責任共有制度対象）</p> <p>年 1.6%以内（責任共有制度対象外）</p>
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

②別表 2

名 称	栃木県創業支援資金：別表 2
対 象	次のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない個人が融資金額と同額以上の自己資金を有し、1か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの 2. 事業を営んでいない個人が融資金額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 3. 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの 4. 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの 5. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 6. 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの 7. 事業を営んでいる個人が現在営んでいる事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する場合であって、当該個人が融資金額と同額以上の自己資金を有し、2か月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 8. 事業を営んでいる個人が現在営んでいる事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの
資金使途	運転資金及び設備資金（ただし、土地取得費は除く）
融資限度額	運転資金・設備資金併せて2,000万円 ただし、上記の融資対象のうち、1、2及び7に該当する場合には、自己資金の額を限度とする。（別表1、3の融資との併用はできません）
融資期間	運転資金7年以内（うち据置1年以内） 設備資金7年以内（うち据置1年以内） ただし、建物については、10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	年1.9%以内（責任共有制度対象）年1.7%以内（責任共有制度対象外） UIJ ターン創業者の場合は、 年1.8%以内（責任共有制度対象）年1.6%以内（責任共有制度対象外）
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

③別表 3 (女性・若者・シニア支援枠)

名 称	栃木県創業支援資金：別表 3 (女性・若者・シニア支援枠)
対 象 者	<p>女性、若者、又はシニアで、次のいずれかに該当するもの (別表 1 関連) 別表 1 融資対象の要件のいずれかに該当するもの (別表 2 関連) 次の要件のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが融資金額の 3 分の 1 以上の自己資金を有し、1 か月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの 2. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが融資金額の 3 分の 1 以上の自己資金を有し、2 か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの 3. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアが事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの 4. 事業を営んでいない女性、若者、又はシニアにより設立された会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの (若者とは、融資申込時点で 30 歳未満の者) (シニアとは、同じく 55 歳以上の者) (法人の場合は、設立時から継続して女性・若者・シニアが代表者である場合に限る)
資金使途	運転資金及び設備資金 (ただし、土地取得費は除く)
融資限度額	<p>運転資金・設備資金併せて 1,000 万円 (別表 1、2 の融資との併用はできません)</p>
融資期間	<p>運転資金 7 年以内 (うち据置 1 年以内) 設備資金 7 年以内 (うち据置 1 年以内) ただし、建物については、10 年以内 (うち据置 2 年以内)</p>
融資利率	年 1.8% 以内 (責任共有制度対象) 年 1.6% 以内 (責任共有制度対象外)
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証を付するものとする
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL : 028-623-3181

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

栃木県

栃木県一般資金（運転）

	一般枠	短期枠
融資対象者	次のいずれかに該当するもの 1. 県内に1年以上事業所を有し、かつ同一の事業実績を1年以上有する中小企業者、中小企業団体及び商店街振興組合 2. 県外において3年以上継続して同一事業を営んでおり、かつ県内において新たに事業所を設置し事業を行う中小企業者	
資金使途	運転資金	
融資限度額	中小企業者 3,000 万円 中小企業団体等 1 億円 (組合員転貸は、1 組合員 1,000 万円以内)	中小企業者 2,000 万円 中小企業団体等 1 億円 (組合員転貸は、1 組合員 1,000 万円以内)
融資期間	5 年以内（うち据置 1 年以内）	1 年以内
融資利率	年 2.5%以内（保証なし） 年 2.2%以内（責任共有制度対象） 年 2.0%以内（責任共有制度対象外）	年 2.0%以内（保証なし） 年 1.7%以内（責任共有制度対象） 年 2.0%以内（責任共有制度対象外）
信用保証及び保証料	金融機関の必要に応じて信用保証協会の保証を付する者とする	
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の県内営業店	
お問合せ先	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL：028-623-3181	

○創業資金、事業資金を必要とするとき

融 資

日本政策金融公庫

日本政策金融公庫融資制度

一般貸付

資金の使いみち	運転資金	設備資金	特定設備資金
融資限度額	4,800 万円		7,200 万円
ご返済期間	5 年以内（特に必要な場合 7 年以内） 〈うち据置期間 1 年以内〉	10 年以内 〈うち据置期間 2 年以内〉	20 年以内 〈うち据置期間 2 年以内〉
利率（年）	基準利率 使いみち、返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます		
担保・保証人	希望を伺いながら相談させていただきます		
お問合せ先	日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505		

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

資金の使いみち	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000 万円	
ご返済期間 （うち据置期間）	7 年以内 （1 年以内）	10 年以内 （2 年以内）
利率（年）	特別利率 F	
保証人・担保	保証人・担保は不要です 利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要です	
お問合せ先	日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505	

○中小企業勤労者向けの福利厚生支援

支 援

真岡市

中小企業勤労者元気アップ支援事業

真岡市では、市内の中小企業勤労者の皆様の福利厚生を支援するために、市と協定を結んだ施設の利用料金の一部を助成する「真岡市中小企業勤労者元気アップ支援事業」を実施しています。親睦を図るための社員旅行や家族旅行の際に、ぜひご利用ください。

名 称	中小企業勤労者元気アップ支援事業
助成対象者	従業員 300 人以下の市内中小企業に常時勤務する者及びその被扶養者 (ただし、事業主は除きます)
助成内容	1 人 3,000 円 ※市と協定を結んだ施設を利用することが条件です。協定施設は市のホームページで確認できます 利用者 1 人に対し、年度あたり 1 回の利用になります
利用の方法	①利用者が直接、協定施設に予約した後、市商工観光課へ申請書を提出してください ※申請書は、市のホームページからダウンロード出来ます ※交付申請には、事業所の代表者印等が必要になります ※予約の際に、当制度を利用する旨を伝えてください ②市より助成券を交付します ※発行には数日かかる場合があります 余裕をもってお申込みください ③協定施設にチェックインする際、助成券を受付に提出してください 助成額を差し引いた金額で利用することができます ※料金は、施設により異なりますので、予約時にお確かめください
お問合せ先	真岡市商工観光課勤労者係 TEL : 0285-83-8134

○関係機関一覧

関係機関一覧

年金や保険の相談

	相談内容	問い合わせ
厚生年金	厚生年金の加入などの手続き	宇都宮東年金事務所お客様相談室 TEL:028-683-3211
社会保険	社会保険の加入、資格得喪などの手続き	全国健康保険協会 栃木支部 TEL:028-616-1691
雇用保険	雇用保険の手続きなど	ハローワーク真岡 TEL:0285-82-8655
労災保険	労災保険の給付など	栃木労働局 労災補償課 TEL:028-634-9118
国民年金	国民年金の加入、資格得喪などの手続き	真岡市市民生活部国保年金課国民年金係 TEL:0285-81-3534 二宮支所福祉国保窓口係 TEL:0285-74-5004
国民健康保険	国民健康保険の取得、得喪などの手続き	真岡市市民生活部国保年金課国民健康保険係 TEL:0285-83-8123 二宮支所福祉国保窓口係 TEL:0285-74-5004

税金について

	相談内容	問い合わせ先
市民税	法人の市民税について	真岡市総務部税務課市民税係 TEL:0285-83-8113
固定資産税	固定資産税、償却資産について	真岡市総務部税務課固定資産税係 TEL:0285-83-8114
所得税	確定申告、青色申告	真岡税務署 TEL:0285-82-2115

○関係機関一覧

労働について

	相談内容	問い合わせ先
労働条件の改善	労働条件の確保・改善、事業場に対する監督指導等に関する業務	栃木労働局 監督課 TEL：028-634-9115
	最低賃金、最低工賃、賃金等の統計調査等に関する業務	栃木労働局 賃金室 TEL：028-634-9109
労働基準法のこと	解雇、労働条件の変更等を巡る労働者・使用者との紛争の相談等、労働時間、休日、年休、育児休業、介護休業等	栃木労働局 雇用環境均等室 TEL:028-633-2795
労働災害の防止	労災保険給付、社会復帰促進等事業等に関する業務	栃木労働局 労災補償課 TEL：028-634-9118

労働・求人の相談

	相談内容	問い合わせ
労働相談	労働問題全般	宇都宮労政事務所 TEL:028-626-3053
	労働者、使用者からの労働問題に関するあらゆる分野の労働相談 賃金不払い・解雇・労災の問題など	真岡労働基準監督署 TEL:0285-82-4443
	男女均等取扱い、職場におけるハラスメント、妊娠中の働き方、同一労働同一賃金など	栃木労働局 雇用環境均等室 TEL:028-633-2795
職業の相談	求人、求職の相談、各種雇用情報の提供	ハローワーク真岡 TEL:0285-82-8655

工場立地について

	相談内容	問い合わせ
工場立地の相談	工場立地法の概要と届け手続き	真岡市産業部商工観光課商工業係 TEL：0285-83-8134

廃棄物について

	相談内容	問い合わせ
廃棄物の相談	廃棄物の処理	真岡市市民生活部環境課ごみ減量係 TEL:0285-83-8126

○関係機関一覧

身近な相談機関

公益財団法人栃木県産業振興センター

主な事業内容	部・課・電話番号	
<ul style="list-style-type: none"> ●総務・庶務経理 ●インキュベート・貸研究室の管理運営 ●広報・渉外業務 	総務企画部	総務研修グループ TEL:028-670-2600
<ul style="list-style-type: none"> ●情報提供（情報誌・メルマガ） ●各種研修事業の開催 ●センター会員制度 		情報研修チーム TEL:028-670-2606
<ul style="list-style-type: none"> ●総合相談窓口 ●マネージャー等による相談 ●企業へのワンストップによる支援 ●専門家派遣 ●創業支援 	経営支援部	総合相談グループ TEL:028-670-2607
<ul style="list-style-type: none"> ●よろず相談拠点 TEL:028-670-2618		
<ul style="list-style-type: none"> ●下請取引（受発注）あっせん ●各種商談会の開催 ●下請かけこみ寺 ●市場展開支援、海外ビジネスの情報提供 		取引支援グループ TEL:028-670-2603 TEL:028-670-2604
<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の攻めの経営への気づきや人材確保の支援等 		プロフェッショナル人材戦略拠点 TEL:028-670-2311
<ul style="list-style-type: none"> ●研究開発支援 ●産学官交流支援 ●特定産業等の振興・支援 ●とちぎ未来チャレンジファンド活用助成等 	産業振興部	ものづくり産業振興グループ TEL:028-670-2601 TEL:028-670-2602
<ul style="list-style-type: none"> ●フードバレーとちぎ推進事業 ●フードバレーとちぎ農商工ファンド活用助成事業 ●ヘルスケア産業創出支援事業 ●ロボット関連産業創出支援事業 		新産業育成グループ TEL:028-670-2608
<ul style="list-style-type: none"> ●産学官金の関係機関連携 研究者の集積、地のネットワーク構築 人材育成、研究設備・機器の共有化 ●イチゴを活用した生産から流通の各分野での新商品・新技術開発の推進 		とちぎフードイノベーション推進室 TEL:028-689-9747
<ul style="list-style-type: none"> ●特許等取得・活用支援 知財相談窓口・訪問相談、知財専門家派遣 ●発明協会 	知的財産支援センター	TEL:028-670-2617
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号 FAX:028-670-2611・028-670-2616 URL: http://www.tochigi-iin.or.jp/ E-mail:center@tochigi-iin.or.jp		

○関係機関一覧

問い合わせ先一覧

栃木労働局

宇都宮市明保野町 1 - 4 宇都宮第 2 地方合同庁舎
TEL:028-633-2795
(総合労働相談コーナー)
<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/>

宇都宮東年金事務所

宇都宮市元今泉 6 - 6 - 13
TEL:028-683-3211 (代表)
FAX:028-683-3177
<http://www.nenkin.go.jp/>

宇都宮労政事務所

宇都宮市竹林町 1030 - 2 河内庁舎 5F
TEL:028-626-3053
FAX:028-626-3054
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

全国健康保険協会 栃木支部

宇都宮市泉町 6 - 2 0 宇都宮 DI ビル 7 階
TEL:028-616-1691(代表)
FAX:028-616-1535
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

真岡市役所 本庁舎

真岡市荒町 5191
TEL:0285-82-1111 (代表)
<http://www.city.moka.lg.jp/>

真岡市役所 二宮支所

真岡市石島 893 - 15
TEL:0285-74-5002

真岡労働基準監督署

真岡市荒町 5203
TEL:0285-82-4443
<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/kantoku/list.html>

ハローワーク真岡

真岡市荒町 5101
TEL:0285-82-8655
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

真岡商工会議所

真岡市荒町 1203
TEL:0285-82-3305
<http://www.moka-cci.or.jp/>

にのみや商工会

真岡市久下田 848-5
TEL:0285-74-0324
<http://ninomiya-shokokai.net/>

真岡市 事業者向け支援制度 ガイドブック

令和3年4月発行

真岡市 産業部 商工観光課 商工業係

〒321-4395

栃木県真岡市荒町 5191 番地

TEL:0285-83-8134

URL:<http://www.city.moka.lg.jp/>

Mail:syoukou@city.moka.lg.jp

